

# 代 表 者 会 議 記 録

平成23年5月23日（月）

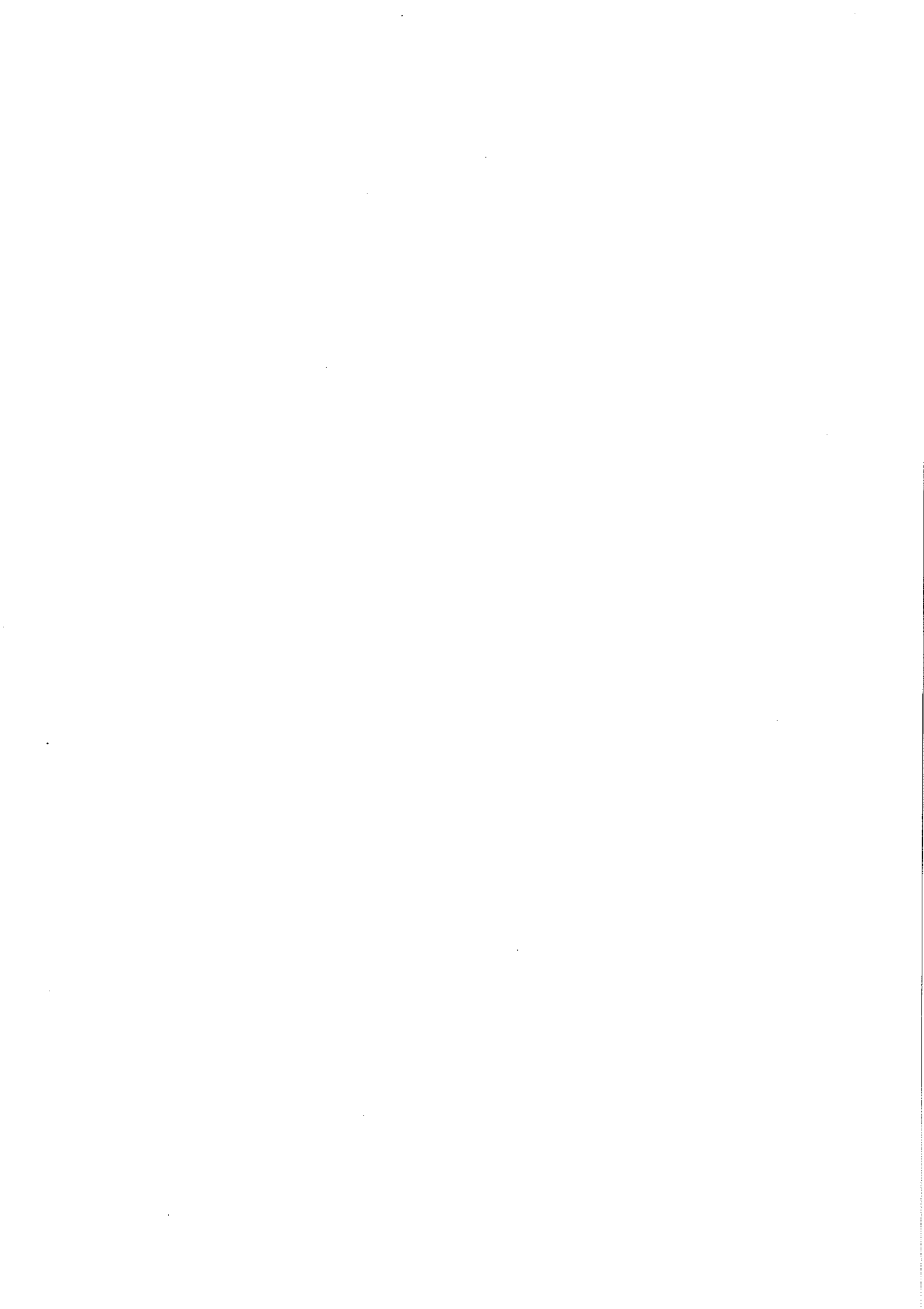
杉 並 区 議 会

## 目 次

議席について .....	3
委員会の構成について .....	10
議会役職人事について .....	16
臨時会の日程について .....	19
臨時議長について .....	19
会議録署名議員について .....	19
正副議長選挙の開票立会人について .....	20
特別委員会の設置動議について .....	20
その他	
(1) 「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」の成立について .....	20
(2) 議場等の節電について .....	21

## 代表者会議記録

日 時	平成23年5月23日(月) 午前9時59分～午前11時30分	
場 所	第2委員会室	
出席幹事長 (6名)	幹事長 富本 卓 幹事長 小川 宗次郎 幹事長 小松 久子	幹事長 島田 敏光 幹事長 原田 あきら 幹事長 関 昌央
欠席幹事長	(なし)	
幹事長以外 の出席議員		
事務局職員	事務局 局長 伊藤 重夫 事務局 次長 和久井 義久 事務局 次長 事務取扱区議 会事務局 参事 事務局 係長 高橋 正美 議事係 係長 依田 三男 議会 広報 係長 井口 隆央 調査担当 係長 小塩 尚広 担当 書記 上野 和貴	



(午前 9時59分 開会)

座長 それでは、本日の代表者会議を開会する。

《議席について》

座長 まず、議席について。

前回、一応3案をベースに、会派持ち帰り、きょう議席については決定をしていき  
たいということをお願いをしているので、各会派からご意見をお願いしたい。

富本幹事長 私としては、一応杉自案を提出している立場なので、この間、関幹事長とお  
話しした、そこを入れかえるということを含めた杉自案でよいが、臨機応変に対応する。

島田幹事長 うちの④案で。

小川幹事長 前回、私どもは杉自案がいいと申し上げ、杉自案か、合意ができるのであれ  
ば、前、私たちが、36番を変えるのがあったが。

座長 36番と10番を入れかえるということか。

小川幹事長 それか、公明案の④、このどちらかの合意ができれば、それで結構。

原田幹事長 我が会派では、杉自案、公明③案、公明④案、いずれもバランスがとれてい  
ていいということで、どれでも構わないという話になった。

小松幹事長 公明案③の36番と10番を入れかえた形、これは当初の事務局案とうちの場所  
が同じなので、これをぜひお願いしたい。

関幹事長 杉自案がいい。

座長 一応今のご意見でいくと、富本幹事長、小川幹事長、原田幹事長、関幹事長、この  
4会派は杉自案でよいということで、それで、あと公明が案の④で……

島田幹事長 基本的にはどれでもいい。

座長 そうすると、小松幹事長のところが公明の③案で36番と10番を入れかえたもので  
のことだが、一応ここで案からいくと、杉自案でいくか、公明の③案の36番と10番を入  
れかえた案でいくのか、どちらかという形になるが、そのあたりはいかがか。

小川幹事長 公明党は④案……

座長 いや、公明党のほうも、最初④案と言っていたが、それに固執するわけではないと  
いうことなので。

小川幹事長 では、③案は却下していいか。

座長 いやいや、小川幹事長のところは③案却下でもいいが、小松幹事長のところが③案  
の入れかえでお願いしたいということなので。今の全体の流れからいけば、杉自案でい  
くか、公明の案③で36番と10番を入れかえたものでいくか、どちらかという形になる。

小松幹事長、そのあたりはいかがか。

小松幹事長 杉自案は、ネみが一番前の前列の3人を占めるという案だが、これに関しては大変会派の中では一部抵抗があり、ぜひ公明案の③でお願いしたい。当初事務局案で示された中の2つがこの案であった。なので、お願いしたいと思うが、ここではどのような決め方をするのか。

座長 特にこういう形で決めるとかいうことはない。協議を尽くして合意をいただくというのが基本的な考え方。どうしても意見が分かれたということであれば、少し休憩をとるなりして、よくお話をした上でお決めいただきたいと思っている。いかがか。

小松幹事長 恐らくうちの決定を皆さん待たれているのかと思うが……

原田幹事長 別にそうでもない。

小松幹事長 うちとしては、杉自案は受け入れられない。

原田幹事長 では、別に公明案でもいいのでは。

座長 ほかの会派の幹事長さん方はいかがか。基本的には、何か今の流れでいくと、小松幹事長の会派以外は杉自案でもいいということと受けとめているが。

原田幹事長 どうしてもそれではという会派があるのであれば、例えば公明案がいいという言葉が出ているが、公明案ではどうなのか。

富本幹事長 この間、いわゆる非交渉会派の問題がいろいろ言われて、私なりに非交渉会派にお気遣いをした案を提案したわけで、それ以上でもそれ以下でもないが、それは皆さんとなるべく合意したほうがいいので、臨機応変には対応するが、あるところで非交渉会派の方に気を使い、あるところではそうではないみたいな、正直よくわからんという思いがしながら、別に臨機応変に対応する。

島田幹事長 うちの案がベースなので、別に。さっき言ったように杉自案でもいいし、うちは④番がいいと思っていたが、③番も出しているので、どちらでも構わない。

小川幹事長 杉自案か公明案④、これ2つで絞っていただければありがたい。

座長 ということは、公明案③は……

小川幹事長 状況から見てどちらか。

座長 今の時点では、できれば外してもらいたいと。

小川幹事長 外して、その2つ。今の皆さんの話を聞いていると、2つのどっちか選んでいただければ、私どもは結構。

原田幹事長 私はいずれの案でも、共産党はまとめてもらっているので、構わないという立場。

関幹事長 大変悩ましい部分があるが、期数の件も含めて、少数会派、工夫をしていただ

いている杉自案にどうしても気持ちが傾いている部分があるので、杉自案をお願いしたい。

座長 今回の幹事長方のお話を聞く限りでは、これまでの議論の中で、少数会派の議席の問題等々いろいろと言われてきている、そういうことも考えながら、あとは期数の問題を総合的に勘案してつくられたというのは杉自案ではないかという意見が多いように思う。

そうなったときに、小松幹事長のところが3人1列目に並ぶということで、この部分はちょっと承服しかねるということなのか。

富本幹事長 残っているのはどれか。

座長 公明案③。③で36番と10番を入れかえたのが残っている。

原田幹事長 ④案も残っている。

小川幹事長 今回の話をすると、杉自案と公明案④で結構と。

原田幹事長 民主党は、③案で分けられるのは困るという話……

小川幹事長 今回の話を総合的に、少数会派とか今までの期数、年齢順からいえば、詳しく言うと、公明案④が一番合理的だと思う。だから、公明案④または杉自案、どちらでも結構ということ。期数、年齢順を考えれば公明案④、今までのように少数会派とかいろいろ期数とかやれば杉自案、両方とも合理的な案で、どちらでも結構。

富本幹事長 ネみは公明案④でもいいのか。

小松幹事長 いや、公明案④は……。公明案③でお願いしたい。

座長 だから、ネみは公明案の③以外はのめないということ。ネみはぜひ公明案の③でお願いをしたいという主張をされている。あと、ほかの会派の幹事長さん方はそれぞれ臨機応変にということ。ただ、小川幹事長のところは、できれば公明案③は除いたほうが……

小川幹事長 きょうの話を聞くと、かたまり、期数からすれば、公明案④か杉自案が今までの4年間、8年間の話の中で合理的な根拠があるということ。

富本幹事長 要は、非交渉会派の方の期数の問題をどうお考えになるかということ。公明案③の場合は余り考慮されてないということか。

座長 そういう形になる。

富本幹事長 そういうこと、創新の3期、4期とか。

座長 公明案の③の場合は、基本的には事務局でお示しをしたこれまでの考え方に基づいた配置という形になる。杉自案と公明党の④案については、少数会派でも、期数だとかあるいは年齢だとか、そういったことを配慮した形で議席を割り振っているということ。

富本幹事長 それをどう考えるか。

島田幹事長 ネみは3列になるのが嫌だということか。

富本幹事長 いやいや、そうではない。前が嫌なのでは、公明④案は。

島田幹事長 ④案が嫌なのはどこが嫌なのか。3列になることか。

小松幹事長 縦3列が……。

小川幹事長 過去のことは私言いたくないが、縦3列というのは全然支障ないと言ったら変だが、前後についてはそんな遠くないし、4年前、我々たしか縦3列で、川が流れているという状況で、当時我々だけが反対したが、これでしか合意できないということで合意した経緯があったたことを一応申し述べさせていただきたい。

座長 だから、それぞれ会派の主張はあると思うが、この場合は、会派の主張だけ言ってればいいという話じゃない。皆さん、主張はしながら妥協点を探していくというのも必要な作業なので、絶対これでなければということになると、恐らくそういうことを言い出したら、うちだってここ折れたけれどもやっぱり嫌だ、こっちのほうがいいという話になってくると思う。そこはある程度妥協できるところは妥協していただき、なるべく話し合いをして決めていただければというふうに思う。

原田幹事長 だから要は、会派で持ってきた話で、これだけはのめないという話があった中で出ているから、持ち帰らせてもらえれば小松幹事長も一番楽だと思う。そういう言い方をされると、合意圧力とか言われたって仕方のないような言い方だ。

私も、小松幹事長、どうか。公明④案で、3列ぐらいだったらそれほど前後左右に、割と緊急事態で話をするということのもできる気はするのだが。ただ、公明④案で、ネみが左側のほうに来ているのかなと思っていたら、割と右側になっているので、それをすくとんと左側に置いたら、割と何かしっくりくるような気がするが。

座長 今の公明さんの④案で、縦3列がちょっとということであれば、例えばの話だが、公明党の12番とネみの27番を入れかえるという手はある。そうすれば、2列で3、2で固まるということは、かたまりとしてはできるということも考えられる。期数を考えてこういう形で上のほうに持っていつていると思うので、そこはあとは受けとめ方、考え方の問題で、やはり会派としてのまとまりが欲しいということであれば、そういうことだって調整はできるのではないかと思うが。

島田幹事長 では先ほど原田幹事長が言った、ネみが公明党と自民党に挟まれるのが嫌だということであれば、真ん中のシマの左側のほうに少し入れかえるとか。

原田幹事長 それで持ち帰ってはどうか。今決めろと言われても。

島田幹事長 いや、前回の話で、きょう決めるという話だった。

座長 持ち帰りで行ったら本当に決まらない。



島田幹事長 幹事長として来ているのだから、それぐらいの責任は……

富本幹事長 ちょっとだけ休憩をとるか。ネみの方もいらっしゃっているから。

座長 では、10時半まで休憩をとる。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時30分 開議)

座長 では、代表者会議を再開する。

それでは、ネみ、どうか。

小松幹事長 公明案。

座長 2つある、③番と④番があるので、どちらか。

小松幹事長 ですから、先ほど来は③と言っていたが、今回③はなくなった。

座長 ③だとまとまらないので。

小松幹事長 だから、さっきから③がいいと1人で言い張っていたが、それがだめだという  
ことなので、公明案でお願いしたい。

座長 公明案の④で。

小松幹事長 はい。

座長 このままの形でよろしいか。

小松幹事長 ただ、会派の中で出たのは、自民党の4人より、5人のうちが前列を多くと  
るということがどうしても抵抗があるというような意見はあったが、時間のこともある  
ので、この場合でしたら公明案で。

座長 公明案の④で了承すると。

小松幹事長 はい。微調整はもちろんあると思うが。

原田幹事長 どうなのか、別に共産党は動くわけでもないし、特に大きな影響があるわけ  
ではないが、しっくり感として、創新よりネみが右にいて、自民党と公明党に挟まれて  
というのも、何となく絵的に、さっき公明党の島田幹事長もいい意見だと言ってくれた  
ので、普通にぱたっと鏡のように入れかえたほうがしっくりくるのでは。

座長 ということは、2番、3番、11番、12番、24番にネみが入って……

原田幹事長 27、13に公明党が来て、14、5番で②が来て。

座長 ということは、5番、14番に二人会派が入ってくる。

小川幹事長 そうしたら、公明案④というのは、創新というのはまだ決まっていない。だ  
から、余計なこと言わなくていい。

原田幹事長 そっちのほうがしっくりくる。何を小川幹事長が言っているのかわからない  
が、いいのでは。

座長 今、ちょっと鏡を置いてという話もあるが、それは考えなくてもよろしいということか。このままの形でよろしいということ。

小松幹事長 変えるのはありなのか。そんな議論になっているのか。

原田幹事長 今言えば大丈夫。そんなに反対する人いない。

小松幹事長 そうすると、少数会派が4と13になってということか。

座長 いや、5と14ですね。

原田幹事長 本当にそっくり入れかえるだけ。

小松幹事長 そっくり鏡で。

島田幹事長 別に12番を14番にしたって構わない。14番でもいい。

小川幹事長 もう公明案④でいい。

座長 これでよろしいか。

小松幹事長 はい、結構。

富本幹事長 非交渉会派の方はこれから決めていく。決め方はわからないが、それはそれでよいか。

座長 はい。

富本幹事長 やり方によってもどうなるかわからない。原田幹事長が想定されていることになるかどうかもわからないわけ。

座長 では、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、いろいろとご意見もあろうかと思うが、公明案④。

関幹事長 1点だけ確認したいのだが、前回のときに杉自の提案のあった……

座長 45と15は変わる。

富本幹事長 それもそうだし、一応我々としても杉自案を出して、そしてそれが消えてなかったわけだから、一応おりにくことに関しては言ってお承をもらわないと、あなたの気持ちはわかるが、ということは、今後も非交渉会派の期数とか余り関係なく考えることでいいのか。いろいろ意見があったから私としては出したわけで。結局、これだけ議論がああだこうだ言った理由の1つはそれがあったわけだから。

座長 だから、非交渉会派の方にとっては、先ほどの議論の中でも、一番その辺が配慮されたのは杉自の案と思っている。公明党の案④についても、一定程度そういったところは配慮はされた案と思う。期数の若い方が大体前列に入ってくるという並び方にもなっているの、そういう意味では、ある程度そういう考え方も配慮はされた配列だとは思うが。

富本幹事長 この議論の経過を見て、いろいろご意見のある方もいると思うが、私としては、自分の案が通らなく残念だが、公明案④で皆さん方が合意できるのであれば結構である。

座長 ほかにこのことについてご意見のある方は。

小松幹事長 公明案④でよいが、12と27をさっき入れかえてもいいというお話が公明党からあった。

座長 いや、それは私が、縦3列に並ぶのがということであれば、12番と27番を入れかえてもらうというのも、話し合いとすれば、可能性としてはあるのではという話をしただけ。公明党からはそういう話が出ていない。

小松幹事長 いいのか。

島田幹事長 そのほうがまとまりはあっていいが、ほかの会派とのバランスもあるので、うちが決めることではない。

座長 だから、この案④で一番ベースになっているのは、会派の期数の若い人はなるべく前列にということで、民社も前列に1人入っているし、公明党も1人入っているし、杉自も1年生の方が前に来ているので、そういう基本的な考え方が案④の場合出ている。ここで12番と27番を入れかえると、その辺のところがちょっとバランスが崩れるということで、それでも皆さん方がいいとご了解いただけるのであれば入れかえるということもあるが、そうすると、この案の基本となる考え方が崩れてくるという問題がある。

原田幹事長 議席の基準というものはあってしかるべきだと思っているので、議事録にも明記されて、イレギュラーという形で皆さんが合意するなら、私は構わない。

小川幹事長 またぶり返すが、そういう考え方だと杉自案のほうがよくなってしまいうこと。

小松幹事長 了解した、結構。

座長 では、関幹事長も杉自案ということで話されていたが、公明案④でご了解いただけると理解してよろしいか。

関幹事長 今の小川幹事長が言った締めくくりの言葉。今見直してみたら、ネミが12番に移るなら、杉自案のほうがよっぽどいいと本当に思う。そうしたら、途端に小松幹事長がその変わる案は引っ込めたので、それだったら公明④案で結構。

座長 あと、ほかに何かご意見は。——よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、いろいろとご意見もいただいたが、最終的には、15番と45番は入れかえた形の公明案④ということで決定をさせていただきたい。

## 《委員会の構成について》

座長 それでは、続いて委員会の構成について、ご意見をいただきたい。

特別委員会の構成は、前回のときに、前期の4委員会プラス議会改革関係の特別委員会を1個入れた5委員会という会派が4会派あった。杉自、公明党、民社、自民党の4会派。共産党が、既存の4委員会プラスエネルギー関係の委員会を1個増やして5委員会にする、議会改革関係は特別委員会ではなく、部会でもいいというご意見。小松幹事長からは、医療を廃止して、そのかわり自然エネルギー関係の特別委員会にして、そのほかプラス1個で議会改革の特別委員会を入れる、その5委員会でいいのではというご意見が出た。

そういったご意見を踏まえて持ち帰り、会派で再度ご協議いただきたいということだったので、改めて委員会の構成についてそれぞれ各会派のご意見をお伺いしたい。

富本幹事長 変更ありません。

島田幹事長 同じく。

小川幹事長 なし。

原田幹事長 うちの会派では、持ち帰って話し、まず、自然エネルギー関係の委員会はやはり必要ではないか、詳しく調査をして考えていく場所があったほうがいいということになった。医療について、保健福祉の中でという話もあったが、これについて断固残すという立場には、それほど今回の議会では出てこなかったというのが実態。

それから、前回うちが一番大きな問題としていた議会改革特別委員会については、今回の意見では、正直不安なところもある。改革と称しながら、逆に議会の権能をどんどんと弱めていくような方向に動きはしないかという、そういう動きも全国的にはありつつも、ただ、富本幹事長が言っていたが、逆に、改革部会というのは公開もされないという状況で、公開された場で議会改革について議論を交わすということについては、一定の前向きな意見も出たのが今回の会議。そこでとどまっているのが実態で、4委員会プラス自然エネルギーという、基本これで行こう、押してこいというのが今回の見解。

座長 ということは、前回と同意見ということか。

原田幹事長 その中にはそういう経緯があるということをやった。

小松幹事長 エネルギー調査特別委員会については、うちから提案したことなので、ぜひ取り上げていただきたい。災害対策の中でやるにしてはその範疇を超えていると思うし、災害対策の意識の中に入れることはもちろん重要だが、前回も提案のときに話したが、これから区民の生活あるいは行政、事業者の事業活動すべてにかかわってくることなので、特別なところで議論が必要だと思う。

それと、自然エネルギーという言葉が何人かから出たが、既に国はエネルギー政策を見直して、これまでのエネルギー政策を白紙にしようというときで、国が政策を見直すと、当然地域にかかってくることで、地域のいろいろな現場では既にいろいろな実践や研究がされているが、この議会においてはそういう場がない。都市環境委員会の中だけではおさまり切れないことだと思うので、そこの部分を取り出して、ぜひ委員会の中で進めていきたい。ほかの点に関しては同じ。

関幹事長 特別委員会の構成については、前回と同意見。

座長 そうすると、エネルギー関係の取り扱いをどうするかというのが1つの焦点と思うが、その辺のところは、ほかの会派の幹事長はどのようにお考えになっているか。順次お願いします。

富本幹事長 別に議論を否定するわけではないが、何となくイメージがわからないというのがずっとあるので、独立した委員会にするには少し早いという思いがある。

島田幹事長 区レベルで何ができるのかというのが1つ。実際に太陽光パネルの助成等を行っているし、温泉地でもないのに、なかなか地熱発電も難しい。区で発電所をつくるというのならまた話は別だが、十分国の対応等を見きわめた上で、では、区はどうするのかということでも一向に構わないのではないかと思う。

小川幹事長 小松幹事長が言われていることは理解するが、まだまだ、国のほうのきちっとした対応等を注視しながら、今後杉並区がどうしていくかということも当然必要であるが、それを特別委員会で話すよりも、会派で政策を勉強するとか、または災害対策の中で話し合っていく、今はそういうことであると考えている。

原田幹事長 国とか東京都とかの動きを待っていて、おおよそ固まってから、それから特別委員会つくってもむしろ遅い。我々は、はっきり言ってその分野で専門性を有しているわけではない。ただ、我々は自然エネルギーへの転換という区民の期待を背負っているわけである。そういう中でまさに区で何ができるのか。実は、もしかしたら議論、調査の上、区でできることというのはすごく少なく、国に対して自治体からも働きかけなければいけないという議論に落ちつくかもしれない。でも、それはそれで重要な議論であって、まさに今何ができるのかがよくわからないというときだからこそ、特別委員会というものを設置して、そこで議員という我々責任を持ったメンバーが会派の枠を超えて議論をし合う、調査をし合うということが私は今重要で、本当に区民から求められていると思う。

小松幹事長 太陽光、太陽熱だけが自然エネルギーではないし、風力、先ほどお話あったが、地熱、バイオマス、いろいろなエネルギーを組み合わせでどう使うのかという研究

がもうされている。杉並区ではスマートグリッドの研究はされたのか。地域の中でエネルギーをどうしていくのかという議論をしていくことは、今非常に重要なことだと思う。ほかのところでもどこかやれる場所があればいいが、先ほど言ったように、都市環境委員会の中ではおさまり切れないことではないかと思うので、そんなことから今回提案した。

関幹事長 簡潔に申し上げる。

自然エネルギーへの転換というのはとても大切なことだと私も思う。ただ、今回のエネルギーの件については、契機が、東日本大震災の発災を通じて、原発事故を通し、エネルギー政策のあり方を今考えられているわけで、とりあえずは災害対策特別委員会にこれを包含して入れておいて、今後、別にしたほうがいいのであればまた別にしていけばいいし。

もう1つ別な観点から申しあげると、私のうちなんかは、太陽光のエネルギー設置ということで、その関係の会社からよく電話がかかってくる。ただ、木造住宅で2階なんかだと、屋上部分にそういう大きな機械を置くと、耐震上非常に問題が出てくるというのは耐震の勉強会で研究しているので、そんなことも含めて、耐震と並んで、このエネルギーというのはとりあえずは包含してやっていくのも1つの大きな方法ではないかと私は思っている。

座長 今お話を聞いている限りでは、決してエネルギー問題を取り上げること自体については否定的なご意見は出てないと思う。あとは場所の問題で、単独の特別委員会として取り上げてやるのか、あるいは今出ているのは、災対の中でというようなご意見が出ているので、とりあえず災対の中で議論をし、内容的にそこはやはり切り分けて単独でもっと議論を深める、あるいは検討していくべきであるとなれば、その時点で別途また対応を考えていく、そういう取り扱いもできるのではというご意見が多かったと思うが、小松幹事長、その辺のところでは折り合いをつけるというか、そういうことは可能か。とりあえず議論の場はできると。そこでの議論は、検討の進展ぐあいを見ながら、あるいは国の動き等を見ながら、次のステップに上げるかどうか考えていくという形でのスタートではいかがかというのが多くの幹事長のご意見と思うのだが。

小松幹事長 そうすると、設置の目的が変わることになる。委員会の所管事項等という以前いただいた資料で、特別委員会はそれぞれに設置の目的が決められている。その中にもどのように入れていくことになのか。災害対策に関する調査、これだけでエネルギーのこと……

座長 その中に、例えばエネルギー対策関係を含む。

小松幹事長 いや、エネルギー対策だけのことを言っているのではない。

座長 今言ったのは、例えばということで申し上げただけで、必ずしもエネルギー対策ということで入れろということを上申しているわけではない。今言われているような中身のことを災対でやるのであれば、災対の所管事項の中に、今は災害対策に関する調査しか入っていないが、その文言を変えて、エネルギー関係のものも含めた形の所掌事項になるような表現を考えて入れていくということは1つのやり方としてあると思うのだが。

原田幹事長 富本幹事長から、一番最初の議論の中で、医療については、杉自では、議論低調により、なくてもいいのではという意見があった。今でもそうなのか。ネみが、医療をなくして、そこに自然を置いて改革委員会も入れるというような案があったが、その意見はどうなのか。

富本幹事長 意見は変わった。

座長 一応前回の会議の中で、特別委員会は5つということではもう合意を得られている。あとはそれをベースにして考えていかななくてはいけない。

富本幹事長 特別委員会に関しては、常に言われる改廃の問題もあるので、要するに、4年間ずっと云々という話は議論としてあった。そういうことを含みながら、我々としては別に、自然エネルギーとかどこまでを指して言われているのかも含めて、それを議論することは全く否定をしているわけではないが、ただ、今お話を聞いていておわかりのように、ご熱心な方と、その辺がまだどうかという方、いろいろな考えがあるから、本年度はとりあえず今言った方法で行い、それでまた次年度、特別委員会に関して意見がいろいろ出てくれば、そのときに考えていってもいいのではないかと、という思いを持ってお話をさせていただいている。だから、まずいきなり特別委員会を独立して立ち上げることには、少し時期尚早という思いが強いという会派としての意見があるということなので、災害対策の中に包含したらどうかという、折衷案的な思いも込めて出していることなので、それで言葉に関しては、災害対策・エネルギー問題に関する調査とか、そうすればいいという思いで提案をさせていただいた。

小松幹事長 では、そのように目的を中に明記していただければ大変ありがたいと思う。

座長 その表現の仕方については、またご相談させていただくということで、今の小松幹事長からご提案のあったエネルギー関係の問題については、とりあえず災対の中で少し議論をしていく、そんな形でのまとめということでご了承いただけるということによるか。

小松幹事長 はい、残念だが。

座長 原田幹事長はどうか、その辺のところは。

原田幹事長 多数の会派がこういう意見で進もうとしているので、私は、自然エネルギーの問題というのを特別委員会立ててやるということは、非常に区民からも理解を得るし、注目も浴びて、我々も気合いの入る委員会ではないかと思って残念だが、ただ、そういう方向でステップは踏んでいきたい。富本幹事長が言った方向で、それでまとまるのであれば、特別委員会に関してはしようがない。

座長 では、一応特別委員会の関係については、災対の中には、今お話があったエネルギー関係のものも調査事項に含めて定義をしていくということと、あと道路交通、清掃・リサイクル、医療問題、それプラス議会改革関係の特別委員会、その5委員会とする。今期というか、この1年についてはそういう形で行くということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

原田幹事長 改革特別委員会については、我が会派の中では正直意見が2つあるのが現状。ただ、今ここで多くの会派が、特別委員会設置の方向で行くというのであれば、この問題について、うちはまだ割れているというのが実際だが、しようがないと思っている。

座長 委員会の名称の話だが、前回るとき富本幹事長が言ったのは、議会基本条例の関係の委員会ということでお話があったが、小川幹事長から、たしかもっと広く議会改革という大きなくくりでとあった。関幹事長も同様の議会改革、小松幹事長も議会改革という言い方をされていたが、その辺の特別委員会の名称はどうするか。

富本幹事長 私がどうしてそのように言ったかということ、議会運営委員会もあるので、そのことの切り分けが難しいという思いで一応そういう提案をした。意味としては同じ。これはやるかやらないかは別、ということではなく、例えば議場に日の丸を云々という話があったが、君が代がどうか、ああいう問題はどこでやるかということ、議運のほうがいいとか、そんな思いもあったので、そこで切り分けのために基本条例ということで、前期まで部会等々でも第5期の検討部会でもやっていた経緯もあるので、その流れをくんで基本条例を考える。制定をしようということは、一応決議も前議会でもされているわけなので、その流れをくんでそうしたほうが良いということで提案をただけで、強く拘泥はしないが、混乱をするのではという思いもあって提案をした。だから、それは皆さんにもお考えいただき、皆さんの合意できる内容であれば、基本趣旨は一緒だと思うので、お任せをする。

小川幹事長 議会基本条例に特化した委員会ということもわかるが、その中に、例えば通年議会とか、いろいろな問題が重なっているの、そういうものを分けて議論するのか、基本条例だけ議論するのか、いろいろなことがあるので、先ほど富本幹事長が言われたように、議会運営委員会というものがあるので、そこを超えない範囲、当然それは必要



であるとは考えているので、とりあえず少し大きな範囲でつくっておいたほうがよいのではと。そこで何を話していくのか、議会基本条例を議論していくということは、前期の考え方にのっとっていききたい。

関幹事長 今小川幹事長が言われたとおりである。

富本幹事長 だから、うちの会派だけそういう意見であるということであれば、それは別に、小川幹事長の言っていることも基本は同じなので、切り分けというか、議運という委員会も存在しているので、その辺は随時議会の中でも話し合いをしながら、進めていくということであれば、別に構わない。

座長 島田幹事長、いかがか。前回のときは、たしか杉自と同様のご意見だと思ったが。

島田幹事長 趣旨同様ということで、名称は何でも構わない。ただ、前期の状況から、何らかの形で議会改革の話し合いを進めていく、特に議会基本条例は先にやるべきという状況にあったので、前議長の申し送り事項をしっかりと尊重して、突発的なことも出る可能性もあるので、少し広い意味の名前のほうがやりやすいという感じはしている。

原田幹事長 議会改革特別委員会で、はっきりとそれでいいのではないかと思う。いいというか、我々は積極的にこの委員会を押ししているわけではないので、名称はどうかと言われても、困るところもあるが。

小松幹事長 議会改革特別委員会で結構だと思う。

座長 今ご意見聞いている限りでは、議会改革調査研究等、そういった名前にするということで。あとは所管事項の中で、例えば今期については、議会基本条例に関することなど、縛りを入れた形にする、それをメインに置いて調査研究を進めていくということで、そのほかいろいろと議会改革に関連する課題等々出てくると思うので、それは「等」でくくっておいて、その中で読みかえをして議論をするという形もできると思うが、一応そのような形の特別委員会ということでよろしいか。

小川幹事長 今ちょっとわからなかったのだが。私が言ったことでいいということか……

座長 名称は議会改革調査特別委員会でも調査検討特別委員会でもいいが、前期からの申し送り事項の中で、議会基本条例を最優先課題として直ちに検討に着手してもらいたいという決議があるので、それをとりあえず所掌事項のメインに据えて、「議会基本条例等」か何か入れておいて、だから、メインは議会基本条例ということになる。そのほか、先ほど小川幹事長が言った、もろもろの議会改革に関する課題も出てくる可能性があるがあるので、そこは「等」の中で読みかえて、特別委員会の中でも議論できるような形にしておく、そんな形のまとめでいかがかということでお話を申し上げた。そんな形の取りまとめの仕方よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、特別委員会については、そのような形にさせていただきたい。

《議会役職人事について》

座長 次の議題は、議会の役職人事の関係だが、前回のときに、一応4会派からは、条例どおり互選でいいというご意見があった。それを共産党とネみのほうで会派へ持ち帰ってということになっているので、その後のご意見をお伺いしたい。

原田幹事長 役職人事については、交渉会派の一定の基準を満たす、特に3名以上の議員を有するような一定規模の会派は、私は当然役職というものを一定数持たねばならない。そういう観点からすると、互選にすると、そのバランスが崩れる場合がある。私は、やはりこれまでどおり話し合いのもとに、その会派の議員数、規模に応じて委員長、副委員長というポストがしっかりと確保されるべきだということは主張したい。

小松幹事長 前回まで申し上げていたように、代表者会議の場で話し合い、決められるべきである。

座長 今、共産党とネみから、前回の議論を踏まえた上でのご意見をいただいたが、改めてご意見を伺う。

富本幹事長 原田幹事長の3名以上の交渉会派という日本語の意味が僕はよくわからないので、もうこれ以上コメントはない。

島田幹事長 同じく、いまだに3名以上なんて言っているというのは、何度も申し上げるが、最低限の信義がない。

小川幹事長 今2つに分かれているので、粛々と普通の委員会条例にのっとってやるというだけで、今後一切この日程にはのせることは必要ない。

関幹事長 これについては互選でやるべきと、前回、4会派からの意見でそういう方向でどうかと。これのもとというのは、再三申し上げているが、私は原田幹事長に対して、交渉会派のあり方については、前幹事長が会議の中で承認し、それを議会としては決定して、次の我々の新幹事長の中で話し合われたことで、その前提条件を4人から3人にして我々はやっていきたいということ自体が、私は民主主義の原則からもう外れていると。民主主義というのは、決まったことをもとにして、その上に次の行程をつかっていくわけで、そういう部分で、先ほど来、島田幹事長が信頼関係という部分で、原田幹事長の意見、私は理解できない部分がある。そういうことを考えると、やはり互選でやらざるを得ないと感じている。

原田幹事長 理解できないのは区民のほうである。区民から見れば、前議会の議員の中で

勝手に交渉会派の数をかさ上げし、それに基づいて新生議会が縛られるというほうが区民には理解はされない。

ただ、この議会役職人事については、先ほど3人会派に基づいてという発言をしたが、要は、一定規模ということは大事にしたほうがいい。つまり、現状、4人会派の中で議論が進んでしまっているのは、これは間違いない。その中で、でも、4人、5人、6人の議員数を持っている、そういう一定規模の会派には、委員長、副委員長というものが割り当てられて、しっかりとその中で公平な議論がされていくというのが重要だということ。この役職人事の問題、ポストについては、私は3人か4人かというところの議論にのせるつもりは、先ほど3人会派でと言ったが、ここでその問題をそれほど強く求める必要はないが、単に一定規模の会派にはしっかりとした権限を与えるべきだというのが私の意見。

富本幹事長 かみ砕いて言うと、それは理事会の問題とも絡んでいる。

島田幹事長 ここに6人いるが、なぜここに出てきているのかという、その前提が覆ってしまうわけで、この会議自体が成り立たない。

原田幹事長 いや、会議自体が成り立たないって、今まで会議してきた。いろいろ決めてきた。今の特別委員会の問題も。それが成り立たないというなら、それも否定するのか。

富本幹事長 最初に3名か4名か、いろいろなお考えがあったことはよく事情は承知をしている。ただ、最初のこの会議をスタートするとき、交渉会派を4名と決めて、今期に関して、今年度に関してはそれで話し合いをスタートするという事で合意をして、話し合いがスタートしている。それをいまだに3名とか、原田幹事長はずっとそれを言っている。それを言われると、では、この会議体は何だということを、この会議体を我々が否定しているのではなくて、原田幹事長のほうが否定しているということを私どもとしては言いたいということを言っている。

原田幹事長 この代表者会議というものをとりあえず今の会派の基準でやるということには同意した。ただ、それ以降の議論について、すべてそれを丸のみして、そのままそれで運営していくというのは、我が会派の理念としては、これは受け入れることはできない。

役職人事については、はっきり言って、3人会派、4人会派の話がいろいろ出ているが、とりあえず今ある基準で動いてしまっている以上、その会派が一定の規模を有する以上、ここに均等に役職が割り当てられるというのは民主主義の極めて重要な部分であるから、そこはないがしろにされては困るということ。これについてはどうか。信義に

もとるとかの前に、保障されなければいけない議会運営の初歩的な問題ではないのかということを言いたい。

富本幹事長 保障されるも何も、大前提をきちっと理解した上でということをして島田幹事長はおっしゃっている。それは私も同感である。

小松幹事長 私は従来申し上げているとおりで。

座長 この問題については、やっけていても堂々めぐりの繰り返して、なかなか先に進まないのので、一度保留させていただく。

戻って恐縮ではあるが、先ほど議席は決まったが、実際の割り振りの締め切りの話をしてなかった。25日の午前中まででいかがか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、5月25日の午前中までに具体的な個名を入れて事務局のほうに提出をしていただきたい。

それと、先ほどの特別委員会の関係が5委員会あるので、前期みたいに4委員会だとちょうど割り切れるのだが、今回は割り切れないため、委員の構成も決めたい。ここで決められなければ次回でも構わなが、どうか。

富本幹事長 48人だから、たしか2委員会を9人にしなければならない。

座長 そのとおり。

富本幹事長 私どもは清掃と医療を9でいいと思っている。あとは10。

島田幹事長 同意見。

座長 小川幹事長は。よろしいか。

小川幹事長 はい。

原田幹事長 持ち帰りたい。こだわるわけではないが、9人か10人か、一応会派に持ち帰って回答したい。

小松幹事長 私も今考えを持ち合わせていないが、これは1人1特別委員会という規定があるのか。

座長 いや、特別委員会は特に規定はない。これまでの慣例では、基本的には1人1特別委員会に入ってもらっているのので、考え方とすればそういう考え方になる。

小松幹事長 考え方とすれば、全部足して48になるようにということか。

座長 そのとおり。

小松幹事長 了解した。今特別な案はない。

関幹事長 私も会派に持ち帰って相談したい。

座長 では、一応委員の構成については、清掃と医療を9、他を10というご意見もあるが、

会派に持ち帰るとのことなので、これはあしたまでというのは無理か。——大丈夫であれば、あすの代表者会議でそれぞれのご意見を伺い、決めていきたいと思う。

#### 《臨時会の日程について》

座長 では、臨時会の日程について、次長から説明願う。

議会事務局次長 臨時会については、資料1を配付した。本日、招集告示日で、招集通知が区長から通知されている。臨時会日程と一緒に、全議員に、この会議が終わった後、ポスティングさせていただく。議事の進行については、自治法に基づいて、臨時議長が仮議席、議長選挙を行うこととし、その後の議事は新議長が行うといったことで、5月30日午後1時招集ということ。

座長 臨時会の日程について、よろしいか。

富本幹事長 別にこれを今さらどうこうするつもりはないが、調べておいてもらいたいが、1カ月かかるのかと。要するに4年後の問題で、改選後の1カ月後に臨時会というのは遅いような気もする。ほかの区では既に議長も決まっているところもある。大震災のこともあって、1カ月間議会が構成できないというのは少し、この辺も事務局にも今後の4年後も含めて考えておいていただきたい。正直、ほかの区の議員と話して、うちはこうだと言うと、遅いと言われてしまったので、その辺は、今後なるべく早く立ち上がるように、選挙から1カ月以上もたつことになるので、よろしくお願ひしたい。

座長 了解した。うちはこれまで大体5月の末というのが多かった。確かに前倒しでできないわけではないだろうとは思っているので、それは問題提起ということで受けとめさせていただきます。

#### 《臨時議長について》

座長 では、次に、臨時議長について、説明願う。

議会事務局次長 臨時議長については、地方自治法107条の規定により、出席議員の年長議員が行うこととなっている。現在の議員の中では斉藤議員が該当する。

座長 これは法の規定なので、そのとおりのことなので、よろしくお願ひする。では、関幹事長からその旨をお伝えいただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

#### 《会議録署名議員について》

座長 続いて、会議録署名議員について、説明願う。

議会事務局次長 臨時会の会議録署名議員だが、まだ議席番号が決まってないので、慣例

でいくと、議席番号の1番と一番後ろの48番の方をお願いをするという予定になっている。その後は順番に内側に入ってくるということになっているので、よろしくお願いたい。

座長 これまでの慣例どおりの取り扱いなので、議席が決まった時点で署名議員の方が決まってくるということ。その旨は事務局から直接お願いをさせていただく。

小川幹事長 その議席順で、例えば議席が変わっても、最初の議決した議席が有効ということか。

座長 そのとおり。

#### 《正副議長選挙の開票立会人について》

座長 では、続いて正副議長選挙の開票立会人について、説明願う。

議会事務局次長 正副議長選挙の開票立会人についても、若い番号の議員と後ろの番号の議員に事務局からお願いする。議長選挙は2番、47番、副議長選挙は3番、46番ということをお願いをしたい。

座長 こちらのほうもよろしく願う。

#### 《特別委員会の設置動議について》

座長 続いて、特別委員会の設置動議について、次長から説明願う。

議会事務局次長 特別委員会の設置動議については、これまでも第1会派の幹事長ということをお願いをしていた。第1会派の富本幹事長をお願いをしたい。よろしく願う。

富本幹事長 皆様のご協力をよろしく。

座長 富本幹事長、よろしく願う。

#### 《その他》

(1) 「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」の成立について

座長 その他の1番、説明を願う。

議会事務局次長 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律が成立をした。具体的には議員年金改革の関係の法律が成立をしたということで、資料2として、全国市議会議長会会長からの通知と、そのときに法律に付されました附帯決議の写しを添付している。

6月1日から施行である。

富本幹事長 払い込みは……

議会事務局次長 払い込みの話は事務局の話、今までの年金の負担分を、議会としてもあるわけで、それを払い込むという話。

座長 公費で支払う。うちの場合だと、大体年間3億ぐらいお支払いする形になる。

議会事務局次長 要するに、まだ受け取っている方がいるので。

座長 要は、これで廃止になるので、掛金がなくなる。しかし、現に給付をされている、年金を受け取っている方もいるし、おやめになって一時金でもらうという方もいるので、その分については公費で負担せざるを得ない。その負担金ということ。

島田幹事長 この附帯決議は衆議院と一緒か。参議院で変更になったところはないのか。

座長 附帯決議は変わってない。——同じである。

こちらのほうはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## (2) 議場等の節電について

座長 それでは2番目、議場等の節電について、説明願う。

議会事務局次長 大震災の影響で、区も15%の節電ということになった。議場と委員会室について、支障のない程度に照明を間引きして運営をしていきたい。もともとそんなに明るいわけではないが、少し照明を間引いていきたい。委員会室は、同じく間引き、チェックしながらやっていきたいと思っているので、ご協力のほどよろしく願います。

富本幹事長 エレベーターは動かすのか。

座長 会期中は動かす。

節電についてもご協力をよろしく願いたい。

議会事務局次長 あと、議題にはないが、6月1日、2日の視察に参加される議員の方、きょうじゅうに事務局のほうに名簿をお願いいたしたい。

座長 以上で本日の予定の議題はすべて終了したが、ほかに何か。

原田幹事長 簡単に確認だが、特別委員会の設置について。

以前に、一人会派とか少数会派からも意見はとれるということを確認したが、その後、少数会派から特別委員会の設置の意見というのはあったのか。ここで報告されなかったということは、なかったと考えていいのか。

小松幹事長 堀部議員から……

富本幹事長 佐々木議員も出ていた。

座長 それぐらいである。出た意見についてはもうお配りしてある。

関幹事長 1点だけ確認。24日の代表者会議、たしか1時半だったと思うが……

座長 24日は1時半から。25日も1時半から同様に予定を入れていただくようお話しした。

あと特になければ、これで終了したいがよろしいか。——では、本日の代表者会議はこれで終了する。

(午前11時30分 閉会)